

ねんきん「コーナー」

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや病気、事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金は、国が責任をもって運営するため、安定していて、年金の給付は生涯にわたって保障されます。また、年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」や加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れる「遺族年金」もあります。

◆学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が

猶予される制度です。

対象とされる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（就業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料が猶予される制度です。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

◆国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳以上60歳未満までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40

年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます（国民年金の任意加入は、お申し出のあった日からとなります）。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができま

◎お問い合わせ
本庁 住民課 住基戸籍係
43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口
第2係

◎お問い合わせ
日本年金機構 幡多年金事務所
55-3701
34-1616

パワーハラスメント対策説明会

高知労働局では、令和2年6月1日に施行される「改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策）」の説明会を開催します。

参加費は無料ですが、定員に限りがありますので先着順のご案内となります。

◆日時

3月16日（月）
3月19日（木）

午後1時30分～午後3時30分

◆場所

高知会館 白鳳の間
（高知市本町5-6-42）

◎お申し込み・お問い合わせ

高知労働局 雇用環境・均等室
088-885-6041

